# はちおうじ総務相談所　事務所通信　第23号

2017年８月１日

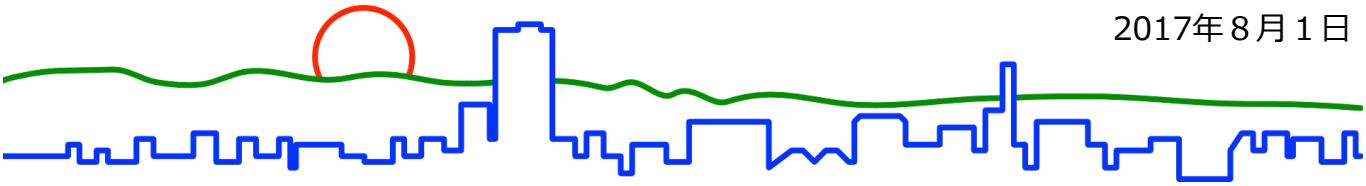

## 時間給と成果報酬と私

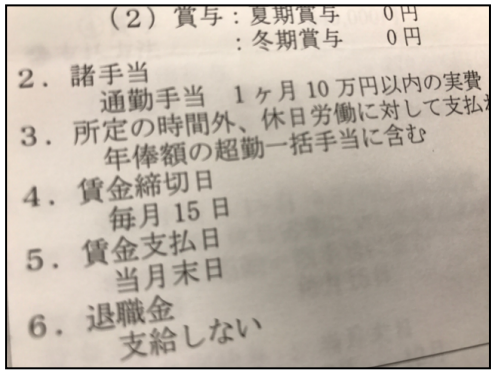


14か月で割った人には賞与も出るのですが……

はちおうじ総務相談所の長岡です。厳しい暑さが続いておりますが、みなさまお変わりなくお過ごしでしょうか。私は若いころに比べると、冷房に弱くなった気がします。

それはともかく、「高度プロフェッショナル制度」が最近また話題になっているようです。今のところは対象がかなり限定されているため、多くの人にとって直接は関係ないのかもしれませんが、「時間給」や「残業代」について考えるきっかけにはなるのかなと感じております。

思い出してみると、私も派遣社員時代は、時間給で働いていました。そのときは、いわゆる「生活残業」を日常的にしていた記憶があります。職場に残っていれば給料が増えるわけで、「質より量」になっていたのが正直なところです。

塾講師時代は「年俸制」といわれていました。残業はもちろん、深夜や休日にいくら働いても「超勤一括手当」に含まれるという、社労士的には完全アウトな設定です。授業の予習などは家で行うのが基本であり、時間は気にせずだらだらと働いていた記憶があります。

自営業になってからは、仕事に対して報酬をもらうようになりました。同じ報酬なら作業にかける時間が少ないほど時給が上がる計算ですので、それを意識したときはわりとがんばれる気がします。事務所通信の作成に集中できないのは、報酬がないからでしょうか……。

経営者のみなさん、つまり「雇う側」からすると、従業員が会社に長時間いること自体は、ありがたくもなんともないでしょう。光熱費やらなんやらを考えても、短時間で成果を出してくれるのに越したことはないわけです。

そう考えると、やはりこれからは、仕事の成果を適切に評価できて、それを報酬に反映できる仕組みを作っていくことが、より重要になっていくのではないかと思われます。

## 今月の予定（2017年８月）

11日～16日　お盆休み

## 今月の推薦図書　vol.23

**『完全残業ゼロのIT企業になったら何が起きたか』**
米村歩・上原梓 著　2017年　プチ・レトル

題名どおり、「完全残業ゼロ」を実現したIT企業の社長の本です。IT業界も建設業と同じく多重下請構造になっているようで、（偽装）一人親方に似たフリーランスのプログラマーも多いのだとか。天気や時間に関係なく職場が動くだけに、さらにタチが悪いかもしれません。

著者の会社も、かつては月に100時間単位の残業が当たり前だったようです。当然、従業員の定着率は低く、重要な業務を担っていた社員も退職の危機に。そこで目が覚め、改革を断行することにしたそうです。しかし、いきなり「完全ゼロ」というのがすごいですね。

完全残業ゼロ、つまり残業がまったくできないのですから、従業員は与えられた時間内に仕事を終わらせなければなりません。そうなると、漫然と仕事をする余裕はなくなるわけで、自ずと生産性も高まるようです。人によっては、長時間労働よりきついかもしれません。

私は一人親方なので残業時間や休日労働の制限はないものの、それだけに、「終わらなかったら土日にやればいいか」みたいな感じでなんとなく仕事をしてしまうことがよくあります。週末に遊びなどの予定を入れて平日の自分を追い込むのも、一つの手かなと感じました。

## 今月の推薦映画　vol.23

**『TIME／タイム』**
アンドリュー・ニコル 監督　2011年

時間が通貨になっている近未来のお話です。自分が持っている時間は、腕の内側にデジタル形式で表示され、買い物をしたときなどには数字が減る仕組みになっています。どうやら「預金」の制度はなく、全財産が表示されているようです（不動産などの評価は不明）。

腕に表示された時間が全てですので、それがゼロになった時は「自分の残り時間ゼロ」というわけで、命を失ってしまうことになります。どういう理屈でそうなっているのか謎ですが、大金持ちは「残り100年」とか持っていて、なぜか年も取りません。

一般的な人の場合、働いて自分の時間（お金）を増やしているようです。このとき、労働時間よりも手にする時間が多くなければ、意味がありませんよね。ですから、そういう世界だと仕事量に対する報酬が決まっていて、それを「いかに短時間で得るか」が勝負になってくるのではないかと思われます。もちろん、そうでない業種もあるでしょうが。

そのようなわけで、けっこうトンデモな設定ではありますが、「働き方改革」のヒントにはなるのかなと、そんなことを少しだけ感じさせてくれる作品です。

## 編集後記

今月のテーマは「時間と賃金」でした。たまには社労士らしいことも書いてみたくなりまして。経営者のみなさんにおかれましては、従業員の賃金設定には頭を痛めていることと思われます。今月号が解決のきっかけになれば望外の喜びなのですが……。

個人事業主も含め、経営者は基本的に、働いた時間に対して給料をもらっているわけではないでしょう。ですが、一連の記事を書いてみて、自分の作業時間と報酬との関係を、もっと意識したほうがよいのではないかと感じました。

はちおうじ総務相談所　事務所通信　第23号　（2017年８月１日発行）
発行責任者：長岡俊行（行政書士・社会保険労務士・経営革新等認定支援機関）
お問い合わせ先：042-636-4000　nagaoka@802soudan.jp